

新見市教育委員会 8月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和3年8月20日(金) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和3年8月20日(金) 午後3時30分から午後4時58分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 7 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 3 件、協議・報告 5 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第 27 号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第 27 号 新見市適応指導教室設置要綱の一部改正について

黒川課長 議第 27 号 新見市適応指導教室設置要綱の一部改正について説明させていただきますので、資料をご覧ください。新見市適応指導教室「新生塾」移転に伴い、設置住所が変わることから、要綱を改正させていただきます。第 2 条第 2 号中の番地のところですが、なお、その他文言を統一するなど、若干の改正がございますので、2 ページ以降の新旧対照表でご確認願います。以上です。

正村教育長 見ていただく時間をおきます。設置場所は、どこでしょうか。

黒川課長 新見中央病院前の旧法務局の 1 階で、改修工事に入っています。

正村教育長 10 月 1 日以降に移転ですね。

長谷川委員 元はどこにあったのでしょうか。

小林部長 木谷です。

三上委員	それは、狭くなったから広い場所へ移転するのでしょうか。
小林部長	建物が古い教員住宅を使っておりますので、非常に傷んでいます。また、国道から離れていますので、そこへ通学する子どもが自力で通学ができない点がありまして、できれば公共交通が確保できる地点で、施設のもしっかりしたものが良いということで、今回予定させていただきました。広さも大きくなりますので、そのあたりは良いかと思います。
松井職務代理者	使い勝手が良くなったというふうに理解すれば良いですね。
小林部長	そうです。
松井職務代理者	法務局の建物ということは、元々は国の持ち物でしょうか。
小林部長	それをいったん民間が払い下げを受けていますので、今回ご説明して、非常に安い金額で借り受けをさせていただいております。旧法務局ですと、ら・くるつとが前を通ります。中央病院の前にバス停がありますので、子どもたちが自力で通うことができると思っております。
長谷川委員	利用者は増えているのでしょうか。
小林部長	増えてはいないです。今まで交通手段が無かったから出て来られなかった子が、これによって出て来ることができれば、それは意味があるのではないかと思います。
正村教育長	主な変更点は、場所が変わったということと開設日について記載をしたということで良いですね。
黒川課長	そうです。
正村教育長	委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、議第27号は承認とします。 次に「議第28号」の説明をお願いします。

黒川課長 議第28号 新見市教育相談室設置要綱の一部改正についてです。資料をご覧ください。議第27号同様、新生塾でおこなっております新見市教育相談室につきましても、住所変更に伴い要綱の一部改正をさせていただきます。また、新旧対照表3ページの第6条移動教育相談について、「新見市子育てカレッジにおいて、教育相談に応じることができる。」という文言が、これまでの要綱に記載がありませんでしたので、このたび記載したものです。ご審議をお願いします。

正村教育長 この機会に新生塾と教育相談室の関係の説明をお願いします。

黒川課長 新生塾の建物の中に、専門員を配置しまして相談に乗るという取り組みを以前からおこなっております。ここ数年は、新見公立大学でも、そこを会場に相談を受け入れるというシステムを設けておりまして、今回記載をさせていただきました。今は、元養護教諭の先生が相談員として担当しています。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第28号は承認とします。  
次に「議第29号」の説明をお願いします。

#### 議第29号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長 議第29号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきます。資料をご覧ください。3名の児童生徒が対象となっています。いずれも同一保護者で兄弟です。小2、小6の児童については、家庭の事情で別の小学校区へ転居されましたが、引き続き、現小学校への通学を希望されています。中2の方は、別の中学校区から引き続き、現中学校への通学を希望されています。ご審議をお願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者 1番目のお子さんは、小2なので令和8年3月31日まで、2番目のお子さんは、小6でこの学年で卒業なので令和4年3月31日までとなっているのは分かりますが、3番目のお子さんは中2ですが、卒業までではなく、来年の3月31日までの申請ということは、もう1度申請が出て来るといえることでしょうか。

黒川課長 申し訳ございません。確認をしましたら、令和5年でした。中学校

を卒業するまで、現中学校へ指定学校変更を希望するという事です。訂正をお願いいたします。

正村教育長

外にご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第29号は承認とします。  
次に「議第30号」の説明をお願いします。

議第30号 新見市新見文化交流館条例について

名越課長

議第30号 新見市新見文化交流館条例について説明させていただきます。議題の30号から32号まで共通した事項ですので、共通することをまずご説明させていただきます。平成11年度に地域住民の芸術・文化及び生涯学習の振興等を目的にまなび広場にいみが建設されました。まなび広場はホールの部分の新見文化交流館と学習活動やパソコン等が設置された生涯学習センターの2つの建物で構成をされておりました。しかし、平成29年に生涯学習センター部分に今の新見中央図書館が移設されたことに伴い、生涯学習センターにつきましては、その機能を新見公民館に移転しております。この生涯学習センターの条例につきましては、現在、新見文化交流館・生涯学習センター条例の中に住所や部屋の名称等の必要事項を改正して記載しているという現状です。議第30号の新見市新見文化交流館条例につきましては、先ほど説明申し上げました新見文化交流館・生涯学習センター条例に基づいた管理運営を現在のところおこなっております。新見文化交流館につきましては、今後の効率的な施設管理を再検討した結果、指定管理者による管理運営を目指すことといたしました。現在、交流館単独で管理運営ができるような整備を進めており、整備が終了した後、指定管理化に向けた手続きを進めてまいりたいと考えています。現条例では、生涯学習センター部分が含まれており、また、生涯学習センターにつきましては、直営で管理をおこなっており、今後もそのような管理をおこなうため、文化交流館に指定管理者制度を導入するにあたりまして、不都合が生じることから、新たに新見文化交流館に限定した条例を制定するものです。併せて、新見市新見生涯学習センター条例を制定することとし、現行の新見文化交流館・生涯学習センター条例は廃止するものと考えております。ご審議をお願いいたします。

正村教育長

32号まで関連したものですから、質問内容が前後しても構いませんので、今の説明を受けて、委員の皆様から何かご質疑がありますので

しょうか。

三上委員

文化交流館というのがまなび広場のことで、図書館以外の部屋は文化交流館に含まれるのでしょうか。学習室や会議室は、30号に含まれるのでしょうか。

小林部長

30号に含まれますのが、1000席の大ホール、定員200の小ホール、この2つがメインです。これまでは、図書館側に音楽練習室という防音室が付いていました。この管理も文化交流館側でおこなったほうが良いだろうということで、今回、図書館側から除きまして、交流館の条例の中に入れました。ホール側はホール2つと楽屋、音楽室、2階のホワイエと表の広場が1つの建物です。まなび広場という総称は、従来は2つの建物、今の図書館と文化交流館を合わせたものでした。今、図書館がまなびの森という呼称を持ちましたので、まなび広場と言えば、通称的にはホール側になると思います。

三上委員

分かりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

松井職務代理者

先ほどのご説明にありましたように、文化交流館の指定管理者化を目指していくということで改正するという事は理解しました。文化交流館を指定管理にしていくメリットについて、説明をしていただきたいというのが1つです。それから、図書館は別物ということですが、1階は繋がっており、ほとんど一体化していると思います。本来、建物はまなび広場ということで、一体的に運用されるようになってきていると思いますが、指定管理になった場合、建物の維持改修などを厳密に分けて考えることができるのかお尋ねしたいと思います。

名越課長

施設の管理、事業の企画等は、生涯学習課文化振興係で担当しておこなっております。指定管理におけるメリットにつきましては、専門の事業者指定管理に出すことによって、効率的な運営、人員の配置なども専属の方がいるということです。今は、必要な時間に職員が対応をしている状況ですが、常駐することによって、利用者にとっても恩恵が多いのではなかろうかと思えます。企画の部分につきましても、事業者間のネットワーク等を活かせば、我々が思い付いていないような自主事業を導入することも期待できるということで、指定管理を目指すことを考えています。職員の負担も軽減できるのではないということも背景にはあります。施設の管理の部分につきましては、まなび広場の事務室で空調や電気を集中管理しておりましたが、スタッフルームで遠隔操作ができるように改修する予定です。もう1

つ、カリヨンという鐘があるところに非常口がありますが、そこへ独立して小ホールへの通用口を設けることによって、図書館と文化交流館とが分離して管理ができることとなりますので、並行して実施しながら、指定管理化を目指していくことを考えています。

小林部長

文化というものは、ある程度専門職だろうと思います。1番のメリットは、そういったものを提供する人材が、安定的に確保できるということです。今回の指定管理は、運営という機械を動かすためのものではなく、市民に文化を提供するにあたっては、専門職でないと少し無理だろうと、職員の中でそういう人材を常に確保することになると、かなりハードルが高いので、運営をおまかせしたいと思っております。管理は、ある程度お金でできますが、運営の人材は、なかなか難しいので、そのあたりが1番のメリットだと思います。

松井職務代理者

これまでにない新たな企画や斬新な計画などが期待できると考えれば良いですね。

小林部長

1つの催し物をおこなおうとすると、1番高いのが旅費です。複数の施設を管理している方が指定管理者になると、自分のホールの中で興行を組んでいきますので、全体の興行費が安くなります。

松井職務代理者

指定管理を請け負うのは、ある程度の全国的規模を持った業者を想定しておられるということで理解をすれば良いかということ、既にいくつか候補者の手ごたえがあるのか教えてください。

名越課長

いくつかご提案をいただいております。当然、公募はかけていきますが、目的を達成できるような業者選定を図ってまいりたいと考えています。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第30号は承認とします。  
次に「議第31号」の説明をお願いします。

議第31号 新見市新見生涯学習センター条例について

名越課長

議第31号 新見市新見生涯学習センター条例について説明させていただきます。生涯学習センターは、先ほどの説明にも出てまいりましたが、同じく新見文化交流館・生涯学習センター条例に基づいて

管理をおこなっております。新見文化交流館の指定管理化を目指すにあたりまして、生涯学習センター部分も独立した条例を設ける必要があるため、新たに条例を制定するものです。この生涯学習センター条例を制定しましたら、現行の新見文化交流館・生涯学習センター条例は廃止するものと考えております。ご審議をお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第31号は承認とします。  
次に「議第32号」の説明をお願いします。

議第32号 新見市新見文化交流館条例及び新見市新見生涯学習センター条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

名越課長

議第32号 新見市新見文化交流館条例及び新見市新見生涯学習センター条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について説明させていただきます。新見文化交流館の指定管理化を進めるうえで、現条例では指定管理者制度の導入に不都合が生ずることから、新たに新見市新見文化交流館条例及び新見市新見生涯学習センター条例を制定するものです。これに伴い、関係する条例の改廃をおこなうこととしております。内容につきまして、1点目は、施設ごとに限定した条例を制定するため、新見文化交流館・生涯学習センター条例を廃止するものです。2点目は、新見市立中央図書館が管理する音楽練習室を活動実態に合わせ、新たに新見市新見文化交流館に管理を移管するため、新見市立中央図書館条例から除き、改正するものです。ご審議をお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第32号は承認とします。  
次に「協第6号」の説明をお願いします。

協第6号 市費負担外国語指導助手の任用について

黒川課長

協第6号 市費負担外国語指導助手の任用について説明させていただきます。1ページから4ページに、6月の定例教育委員会において承認いただいた「新見市市費負担外国語指導助手の任用等に関する

規則」を載せております。この規則に準じ、去る7月20日に市役所南庁舎にて採用試験の面接をおこなった結果、テイラー・デービッド氏31歳を採用いたしました。テイラー氏は、8月2日より学校教育課所属で勤務をおこなう傍ら、2学期から草間台小学校に勤務する予定にしております。なお、5ページ、6ページにALT勤務割振表を載せておりますが、エドワード・アミノヴァさんをはじめ5名のALTが9月に来日することが決定しました。来日未定の方につきましては、★印をしております3名の方です。今いるALT10名で勤務シフトを調整し対応してまいります。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、協第6号は承認とします。  
次に「協第7号」の説明をお願いします。

協第7号 令和3年度教育委員学校訪問について

黒川課長

協第7号 令和3年度教育委員学校訪問について説明をさせていただきます。資料1ページに9月8日(水)から11月25日(木)までの学校訪問日程一覧表を示させていただきます。この中には、本来6月中に実施予定にも関わらず、コロナの緊急事態宣言が延長されたため、実施ができなかった学校6校も含まれます。教育委員の皆様には、お忙しいところ恐れ入りますが、今月末8月31日(火)までに訪問可能な日をお知らせいただきますようお願いいたします。この一覧表に○印を入れてFAXしていただく、または直接電話、メールでもお返事可能としておりますので、学校教育課へ連絡をお願いします。調整できしだい、完成した一覧表を送らせていただきます。ご協議をお願いします。

正村教育長

可能な日に○を入れていただき、回数は平等になるように調整をさせていただきます。

黒川課長

もし、緊急事態宣言が発令されるようなことになれば、次回に持ち越しということになるかもしれません。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問や感想がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、協第7号は承認とします。  
次に「協第8号」の説明をお願いします。

協第8号 新見市文化財保護審議会委員の委嘱について

名越課長

協第8号 新見市文化財保護審議会委員の委嘱について説明させていただきます。新見市文化財保護審議会委員につきましては、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保護に関する重要事項について調査審議し、教育委員会へ建議をおこなうもので、新見市文化財保護条例第10条に基づき、委嘱をおこなうものです。委員の任期は2年で、文化財に関し広く、高い見識を有する方の委嘱を考えております。現在、委員につきましては、2名欠員の6名で運営をしておりましたが、このたび、8名の委嘱を考えております。条例の中で8名以内と謳っておりますので、その定数に戻すということです。1番から6番の方につきましては再任、7番から8番の方につきましては、新たに委嘱をするものです。ご協議をお願いします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長

8月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時58分)